

表1：入所者に適用される費用徴収基準月額

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額	
	円	円
1	0	0
2	270,001	1,000
3	280,001	1,800
4	300,001	3,400
5	320,001	4,700
6	340,001	5,800
7	360,001	7,500
8	380,001	9,100
9	400,001	10,800
10	420,001	12,500
11	440,001	14,100
12	460,001	15,800
13	480,001	17,500
14	500,001	19,100
15	520,001	20,800
16	540,001	22,500
17	560,001	24,100
18	580,001	25,800
19	600,001	27,500
20	640,001	30,800

21	680,001	34,100
22	720,001	37,500
23	760,001	39,800
24	800,001	41,800
25	840,001	43,800
26	880,001	45,800
27	920,001	47,800
28	960,001	49,800
29	1,000,001	51,800
30	1,040,001	54,400
31	1,080,001	57,100
32	1,120,001	59,800
33	1,160,001	62,400
34	1,200,001	65,100
35	1,260,001	69,100
36	1,320,001	73,100
37	1,380,001	77,100
38	1,440,001	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て)

1. 対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。
2. 3人部屋以上の多床室の場合は、費用徴収基準月額が、減額になる場合があります。
3. 費用徴収月額が、その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額を超える場合にはこの表にかかわらず、当該支弁額とします。
4. 月の途中で入所し、又は退所したときは、日割り計算になります。

表2：扶養義務者費用徴収基準月額

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C ₂	税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額であるもの	30,000円以下	9,000円
D ₂		30,001～80,000円	13,500円
D ₃		80,001～140,000円	18,700円
D ₄		140,001～280,000円	29,000円
D ₅		280,001～500,000円	41,200円
D ₆		500,001～800,000円	54,200円
D ₇		800,001～1,160,000円	68,700円
D ₈		1,160,001～1,650,000円	85,000円
D ₉		1,650,001～2,260,000円	102,900円
D ₁₀		2,260,001～3,000,000円	122,500円
D ₁₁		3,000,001～3,960,000円	143,800円
D ₁₂		3,960,001～5,030,000円	166,600円
D ₁₃		5,030,001～6,270,000円	191,200円
D ₁₄		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額